

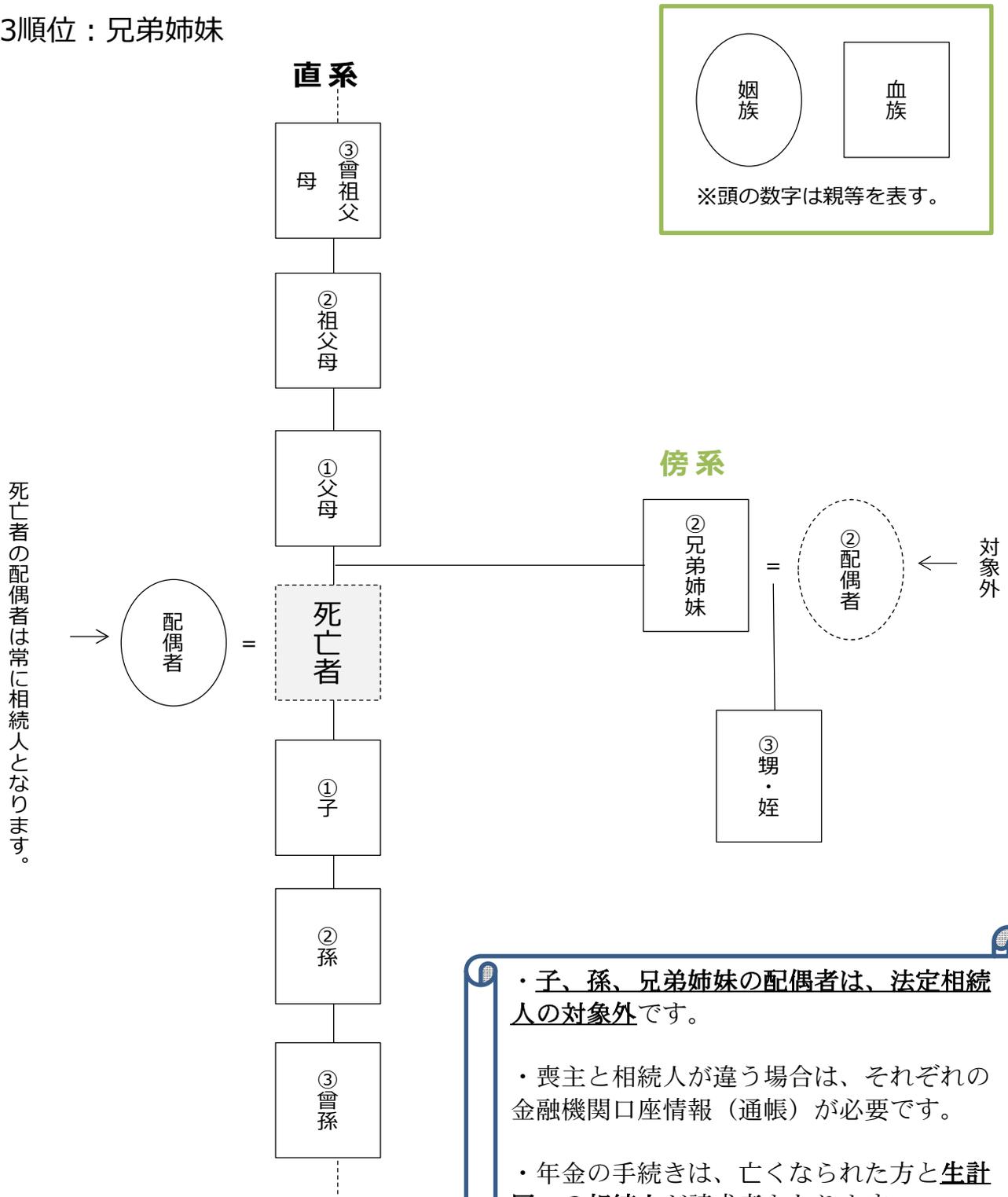
— 法定相続人の範囲 —

※ 下の表の親族が、法定相続人となります。

第1順位：直系卑属（子、孫、曾孫など）

第2順位：直系尊属（父母、祖父母、曾祖父母など）

第3順位：兄弟姉妹



・子、孫、兄弟姉妹の配偶者は、法定相続人の対象外です。

・喪主と相続人が違う場合は、それぞれの金融機関口座情報（通帳）が必要です。

・年金の手続きは、亡くなられた方と生計同一の相続人が請求者となります。

・不明な場合は、役場にお問い合わせください。